三　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二三年政令第三八三号）の一部改正関係
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度に関する経過措置について、連結納税の承認を取り消された場合に本制度により法人税の額に加算された金額があるときにおける地方法人税中間申告書の記載事項等の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第八条及び第一五条関係）

四　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二四年政令第一〇五号）の一部改正関係
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度に関する経過措置について、連結納税の承認を取り消された場合に本制度により法人税の額に加算された金額があるときにおける地方法人税中間申告書の記載事項等の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第一二条及び第一九条関係）

五　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二五年政令第一六九号）の一部改正関係
一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、対象となる公社債の範囲から農水産業協同組合貯金保険法に規定する農林債を除外することとした。（租税特別措置法施行令第二五条の八関係）

六　この政令は、一部の規定を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。

---

### ◇災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第一四六号）（財務省）

1　災害により被害を受けた者の所得税の減免の申請を期限後申告、修正申告又は更正の請求により行うことができることとした。（第二条関係）

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

---

### ◇税理士法施行令の一部を改正する政令（政令第一四七号）（財務省）

1　税理士会及び日本税理士会連合会の会則のうちその変更に財務大臣の認可が必要となる重要な事項に、租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定を加えることとした。（第七条の二及び第一一条の二関係）

2　この政令は、平成二七年四月一日から施行することとした。

---

### ◇内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一四八号）（財務省）

1　国外証券移管等調書の提出等の対象となる有価証券の範囲を定めることとした。（第三条の二関係）

2　金融商品取引業者等の営業所等の長が行う本人証券口座に係る本人確認の方法を定めることとした。（第三条の三関係）

3　国外送金等調書等の提出の特例について、所轄税務署長以外の税務署長に国外送金等調書等の記載事項の提供をしようとする場合における所轄税務署長への承認申請手続の細目を定めることとした。（第九条及び第九条の五関係）

4　国外証券移管等をする者の告知制度について、告知書の提出義務のない者の範囲、告知書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所等の長の本人確認の方法等を定めることとした。（第九条の二～第九条の四関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、平成二七年一月一日から施行することとした。

---

### ◇東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一四九号）（財務省）

1　雑損控除の特例について、対象となる資産の原状回復のための支出から除外される当該資産の損失金額相当部分の計算の基礎となる損失の金額を定めることとした。（第三条関係）

2　被災した個人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例等について、債務処理計画の要件を定めることとした。（第一三条の二の二及び第一四条の三関係）

3　震災関連原状回復費用に係る損失の繰越しの特例について、適用を受ける場合の災害損失欠損金額の計算方法等の細目を定めることとした。（第一六条の三関係）

4　被災者向け優良賃貸住宅の割増償却制度について、次のとおり要件の見直しを行うこととした。（第一三条の二及び第一八条の二関係）

㈠　各独立部分について、床面積の下限を二五平方メートル（改正前五〇平方メートル）とし、床面積が五〇平方メートル未満のものの賃貸が単身者に対し優先して行われることが明らかにされているものであることとする。

㈡　賃貸住宅を構成する各独立部分の数について、要件を満たす各独立部分でその床面積が五〇平方メートル以上のものが四以上ある場合には四以上（改正前一〇以上）とする。

5　連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度等の規定の適用がある場合に地方法人税の個別帰属額から減算される金額の細目を定めることとした。（第二二条の二～第二二条の三の三関係）

6　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用対象となる要耐震改修住宅用家屋の範囲を定めることとした。（第二九条の二関係）

7　この政令は、一部の規定を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。

---

### ◇復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五〇号）（財務省）

1　復興特別所得税の額を所得税の額とみなして法人税の額から控除する場合におけるその控除する金額の計算方法の細目について定めることとした。（第一三条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。

---

### ◇復興特別法人税に関する政令の一部を改正する政令（政令第一五一号）（財務省）

1　指定期間内に基準法人を被合併法人とする適格合併が行われた場合における合併法人の課税事業年度の判定について、その適格合併の日の前日の属する基準法人の事業年度開始の日が指定期間の初日前である場合には、その判定の基礎となる期間を適格合併の日以後二年とすることとした。（第三条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。

---

### ◇関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第一五二号）（財務省）

1　関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別緊急関税制度に係る規定の整備を行うこととした。（関税暫定措置法施行令第一四条関係）

2　標本、参考品及び学術研究用品に対する特定用途免税制度の対象となる施設として、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園及び地方独立行政法人が設置する博物館等を追加することとした。（関税定率法施行令第一七条関係）

3　特恵関税制度について、次の改正を行うこととした。

㈠　特恵関税の便益を与えない物品として、タイ、中国及びブラジルを原産地とする特定の物品を指定することとした。（関税暫定措置法施行令第二五条関係）

㈡　特別特恵受益国からサモアを除外することとした。（関税暫定措置法施行令第二五条関係）

4　関税割当制度の適用を受ける物品につき平成二六年度又は同年度上期の関税割当数量を定めることとした。（関税割当制度に関する政令別表関係）

5　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる国際運送貨物に係る税関手続に、減免戻し税に係る税関手続を追加することとした。（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令別表関係）

6　この政令は、一部の規定を除き、平成二六年四月一日から施行することとした。